

吹田市公告第401号

吹田市事業課業務グループ庁舎機械警備業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年6月12日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名称

吹田市事業課業務グループ庁舎 機械警備業務

2 履行場所

吹田市川岸町20番1号（吹田市事業課業務グループ庁舎）

3 履行期間

令和6年（2024年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 業務概要

事業課業務グループ庁舎における火災、盗難等のあらゆる事故の発生を警戒、防止することにより、当該施設の保全と安全を図る。（詳細は仕様書のとおり）

5 入札の保証

吹田市財務規則第98条に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。

6 契約の保証

(1) 落札者は、次のアからエまでに掲げるいずれかの方法により、契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）に登録されている者であり、「警備」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく本市からの指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (5) 公告日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) 大阪府内に本店又は支店を有する者であること。

8 入札参加資格申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和6年6月12日（水）から令和6年6月26日（水）まで（土・日を除く。）の午前10時から午後5時まで

イ 提出先

吹田市川岸町20番1号（事業課業務グループ庁舎 管理棟1階事務室）

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（必着）※簡易書留に限る。

エ 申請書類の配布期間及び方法

令和6年6月12日（水）から令和6年6月26日（水）までの間に、吹田市のホームページ（トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入入札情報＞令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市事業課業務グループ庁舎機械警備業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードすること。

オ その他

- (ア) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書類は、返却しない。
- (ウ) 申請書類は、入札参加資格の確認以外の用途には使用しない。

(エ) 申請書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止の措置を受けることがある。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、参加資格の有無に関わらず、令和6年6月28日（金）までに、申請者に電子メールで通知する。また、入札参加資格がないと本市が認めた者には、その理由を付して通知する。提出期間までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと本市が認められた者は、本入札に参加することができない。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間及び質疑書の提出方法

令和6年7月1日（月）から令和6年7月3日（水）正午まで、件名を「質疑 吹田市事業課業務グループ庁舎機械警備業務」とし、添付の様式（質疑書）にて、電子メールにより受け付ける。電話等による質疑は受け付けない。

電子メールアドレス gensui-gyomu@city.suita.osaka.jp

(2) 回答予定日及び回答方法

令和6年7月10日（水）午後5時までに、前述ホームページに掲載する。

※質疑がなかった場合は掲載しない。

※前述ホームページとは、8 (2) エ（申請書類の配布期間及び方法）である。

10 現場説明会

現場説明会は実施しない。

入札書・委任状及び仕様書等書類一式（様式添付）については、前述ホームページからダウンロードすること。

11 入札の日時及び場所

日時 令和6年7月19日（金）午後2時30分（時間厳守）

場所 吹田市津雲台7丁目7番 D138-101（吹田市事業課庁舎 3階会議室）

12 入札方法

(1) 郵送、宅配、電子メール等による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。なお、最低制限価格は設定しない。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札の日時までに入札辞退届（様式添付）を提出するものとする。様式は、前述ホームページからダウンロードし、使用すること。

14 入札金額

- (1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、履行期間に係る費用の総合計を算出すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 入札金額を訂正した入札書及び記名押印のない入札書
- (4) 提出された申請書類の審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することができない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も、入札は成立するものとする。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加

- 除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 契約締結予定日

令和6年8月1日（木）

20 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

21 問合せ先

吹田市川岸町20番1号

吹田市環境部事業課業務グループ庁舎

電 話 （06）6381－8500（FAX兼用）

Eメール gensui-gyomu@city.suita.osaka.jp